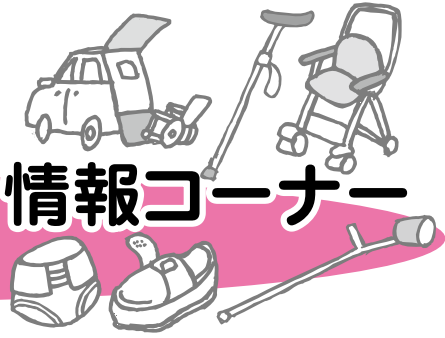


介護保険情報コーナー



雲南地域第6期介護保険事業計画策定に係る答申について

2月12日、第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）について、雲南広域連合介護保険事業計画審議会山本重明副会長から速水広域連合長に答申が行われました。

同審議会では、5回の審議を行い、第6期中3年間の介護保険施策の推進や第1号被保険者の保険料などについてまとめました。

雲南広域連合では、この答申を踏まえ雲南地域第6期介護保険事業計画を策定しました。



雲南広域連合介護保険事業計画審議会山本重明副会長から速水広域連合長に答申書が手渡されました。

《介護保険事業計画の概要》

○計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

（団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた計画としました。）

○計画の基本理念

「高齢者がいつまでも自分らしく幸せな生活を続けられる地域」

○重点施策

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健、医療、福祉等の多職種協働による支援、生活のための地域資源の活用、また、地域での「自助」「互助」「共助」「公助」が連携して機能する体制づくりを図ります。

②認知症施策の推進

認知症に対する理解はまだまだ十分とは言えず、早期発見を遅らせたり、認知症になった人の地域での生活を阻害するなど、人間の尊厳にかかわる問題も生み出しています。地域包括ケアシステムの構築においても最も強化すべき課題と言え、適切な支援や社会資源の整備を行います。

③介護予防の推進

平成29年4月からは、予防給付の内の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を地域支援事業へと移行し、介護予防に注目した多彩な事業を展開します。

④継続可能な介護保険制度の運営

介護保険制度の持続可能性を高めるために、低所得者の保険料の軽減や給付の重点化・効率化を図ります。



将来推計

①人口及び被保険者数の推計

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
総人口	59,579	58,675	57,760	49,737
40歳未満	19,538	19,033	18,521	14,291
40～64歳	18,153	17,669	17,260	14,046
65歳以上	21,888	21,972	21,979	21,400
高齢化率	36.7%	37.4%	38.1%	43.0%

②要介護(要支援)認定者数の推計

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
要支援	1,077	1,169	1,200	1,360
要介護	3,236	3,258	3,342	3,786
合計	4,313	4,427	4,542	5,146

③介護サービス基盤整備

■雲南市

サービスの種類	開設時期	定員	備考
訪問介護	H27年度	—	(住宅型有料老人ホーム併設)
訪問看護	H27年度	—	(住宅型有料老人ホーム併設)
訪問看護	H27年度	—	
訪問看護	H27年度	—	
居宅介護支援	H27年度	—	(住宅型有料老人ホーム併設)
認知症対応型共同生活介護	H28年度	18名	
小規模多機能型居宅介護	H28年度	25名	

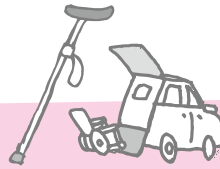
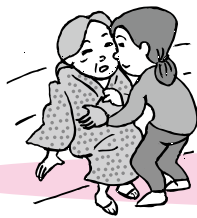
■奥出雲町

サービスの種類	開設時期	定員	備考
介護老人福祉施設	H27年度	2名	
小規模多機能型居宅介護	H28年度	29名	認知症対応型通所介護(定員12名)からの転換含む

④給付費の推計

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防給付費	343,852	366,168	316,129	287,676
介護給付費	6,272,207	6,372,265	6,491,099	7,402,856
総給付費	6,616,059	6,738,433	6,807,228	7,690,532



介

護

保 険 料 基 準 額

第1号被保険者の介護保険料 基準額(月額)	第6期	平成37年度(参考)
	5,400円	7,720円

※平成37年度については、平成27年度現在の制度及び介護報酬、また、準備基金等の取崩しが無いものとして試算しています。

所 得 段 階

雲南広域連合 第6期(H27~H29)

所得段階	対 象	第5段階 (基準額)に 対する割合	月 額 保険料
第1段階	生活保護を受給している方 本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円以下の方	0.47	2,540円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.71	3,840円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税 年金収入額が120万円を超える方	0.75	4,050円
第4段階	本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が 80万円以下の方	0.9	4,860円
第5段階	本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が 80万円を超える方	1.0	5,400円
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.125	6,080円
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上190 万円未満の方	1.25	6,750円
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290 万円未満の方	1.5	8,100円
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が290万円以上500 万円未満の方	1.75	9,450円
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上の方	2.0	10,800円

※第1段階については、下記の保険料額から、政令に規定される公費による保険料軽減を行います。

○低所得の人が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額(介護保険負担限度額認定証)

平成27年4月1日から多床室の負担限度額が変わります

320円→370円

※第2段階及び第3段階の認定を受けた方のみ

平成27年度の報酬改定により、本年4月から多床室の負担限度額が改定される予定です。(第1段階の方は変更ありません。)

現在お持ちの『介護保険負担限度額認定証』の記載を、「多床室 320円」→「多床室 370円」と読み替えて取り扱いますので、有効期限までは引き続きお使いいただけます。